

桑折町障がい者活躍推進計画

令和7年4月

桑折町長

桑折町議会議長

桑折町選挙管理委員会

桑折町代表監査委員

桑折町教育委員会

桑折町農業委員会

1. 計画策定の趣旨及び課題

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者一人ひとりが、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目的とします。

本町では、令和元年 6 月時点において、障がい者雇用率が未達成の状況にあったことから、桑折町障がい者活躍推進計画（計画期間：令和 2 年度～6 年度）を制定するとともに、積極的な採用活動を行い、令和 6 年 6 月時点における法定雇用障害者数を達成しました。

また、現行の法定雇用率の経過措置が令和 8 年 6 月に終了となることから、引き続き、雇用率の達成を目指すとともに、更なる体制整備や職員の意識改革を図り、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいく必要があります。

2. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。

3. 目標

(1) 採用に関する目標

各年 6 月 1 日時点における雇用障がい者数を法定雇用率以上とします。

法定雇用率（R6.4.1 施行）

区 分	障がい者雇用率	
	R8.6.30 まで	R8.7.1 から
町部局	2.8%	3.0%
教育委員会	2.7%	2.9%

・評価方法

各年における「障害者任免状況通報書」による把握・管理とします。

・参考

令和 6 年 6 月 1 日時点における雇用障害者数 2 人（法定数 2 人）

(2) 定着に関する目標

障がいのある職員が働きやすい職場づくりに努め、不本意な離職を極力生じさせないこととします。

・評価方法

各年における「障害者任免状況通報書」による把握・管理とします。

4. 計画の推進、周知・公表等

毎年度、計画の取組状況等の把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。見直し後の計画は、職員へ周知するとともに、町ホームページへの掲載等により、公表するものとします。また、計画に掲げる取組状況についても、毎年度、周知・公表するものとします。

5. 障がい者の活躍推進に向けた取組

(1) 推進体制の整備

① 障がい者雇用推進者の選任

町部局及び教育委員会において、「障がい者雇用推進者」を選任し、全庁的に取組を推進するものとします。

なお、障がい者雇用推進者は、町部局においては「総務課長」、教育委員会においては「教育文化課長」を選任するものとします。

② 庁内相談窓口の設置

障がいのある職員本人や職場で支援にあたる管理監督者等の職員が相談できる窓口を総務課に設置し、必要に応じて関係機関等と連携できる体制を構築するものとします。

③ 職員研修の実施

障がいに係る基礎知識や必要な配慮等に関する理解の促進を図るため、管理監督者を含む職員を対象とした研修を行うものとします。

(2) 職務の選定・マッチング等

① 業務内容とのマッチング

採用後においても、所属の管理監督者による面談等を通して、障がいのある職員一人ひとりの特性や能力等を把握することにより、業務内容とのマッチングを確認し、必要に応じて適切な職務の選定を検討するものとします。

② 障がい者となった職員への配慮

事故等により従前の業務遂行が困難となり、障がい者となった職員から相談があった場合は、過度な負担が掛からずに遂行できる職務の選定について、検討するものとします。

(3) 環境整備・人事管理

① 施設の整備等

障がい特性に配慮し、車いすや補装具等を利用する職員や視覚障がいのある職員が移動する際に支障が無いよう、執務スペースや動線の確保に努めるものとします。

② 障がいのある職員への必要な配慮等

新規に採用した障がいのある職員については、定期的な面談等により、必要となる配慮等を把握し、継続的に措置を講じるものとします。

③ 募集・採用

ア 採用選考時の対応

障がい者の要望等を踏まえながら、文字の拡大印刷や筆談等による対応など、採用選考の実施に必要な配慮を行うものとします。

イ 募集及び採用にあたっての対応

募集及び採用にあたっては、次の事項を行わないものとします。

- ・特定の障がいを排除、または特定の障がいに限定すること。
- ・自力で通勤できること等の条件を設定すること。
- ・介助者なしで業務を遂行できる等の条件を設定すること。

- ・就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中に支援が受けられること等の条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からの受入を実施すること。

(4) 働き方

① 各種休暇取得の促進

時間単位の年次有給休暇や病気休暇等の各種休暇の取得を促進するものとします。

(5) その他

① 障がい者就労施設等への発注

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく、障がい者就労施設等への発注を通して、障がい者の活躍の場の拡大を推進するものとします。